

新旧对照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
第6章 通関		第6章 通關	
第3節 一般輸入通關		第3節 一般輸入通關	
	(他法令による許可、承認等の確認)		(他法令による許可、承認等の確認)
	70—3—1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2項の規定の適用については、次による。		70—3—1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2項の規定の適用については、次による。
(1)～(3) (省略)		(1)～(3) (同左)	
別表第1		別表第1	
法 令 名	輸 入 の 規 制 に 関 す る 条 項	確 認 す る 許 可 書 又 は 承 認 書 等	輸 入 の 規 制 に 関 す る 条 項
イ. (省略)	(省略)	(省略)	イ. (同左)
ロ. 輸入制限、 禁止関係 (イ)～(ワ) (省略)			ロ. 輸入制限、 禁止関係 (イ)～(ワ) (同左)
(カ) 主要食糧 の需給及び 価格の安定 に関する法 律 (平成6年法 律 第 113 号)	(省略) 第30条《米穀等の 輸入を目的とする買 入れ及び当該米穀の 売渡し》 第31条《輸入に係 る米穀等の特別な方 式による買入れ及び 売渡し》 第34条《米穀等の 輸入》 第42条《麦等の輸 入を目的とする買入 れ及び当該麦の売渡 し》 第45条《麦等の輸 入》 主要食糧の需給及び 価格の安定に関する	(省略) (1) (省略) (2) 第30条第2項の規定により 政府の委託を受けた者が米穀 等を輸入する場合には、農林 水産省生産局支出負担行為擔 当官生産局長の印が押なつさ れた「輸入米穀(等)買入委 託契約書」の写し (3) 第31条第1項の規定により 政府と売買契約を締結した者 が米穀等を輸入する場合には、農 林水産省生産局支出負 担行為担当官生産局長の印が 押なつされた「輸入米穀 (等)の特別売買契約書」の 写し (4) 第42条第5項において準用 する第30条第2項の規定によ	(同左) 第30条《米穀等の 輸入を目的とする買 入れ及び当該米穀の 売渡し》 第31条《輸入に係 る米穀等の特別な方 式による買入れ及び 売渡し》 第34条《米穀等の 輸入の許可》 第42条《麦等の輸 入を目的とする買入 れ》 第45条《麦等の輸 入》 主要食糧の需給及び 価格の安定に関する

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
(3)～(7) (省略)	法律施行令第8条 《納付金の納付手続》	り政府の委託を受けた者が麦等を輸入する場合には、 <u>農林水産省生産局支出負担行為担当官生産局長</u> の印が押なつされた「輸入麦（等）買入委託契約書」の写し (5) 第43条第1項の規定により政府と売買契約を締結した者が麦等を輸入する場合には、 <u>農林水産省生産局支出負担行為担当官生産局長</u> の印が押なつされた「輸入麦（等）の特別売買契約書」の写し (6) (省略)	(3)～(7) (同左)	法律施行令第8条 《納付金の納付手続》	り政府の委託を受けた者が麦等を輸入する場合には、 <u>農林水産省総合食料局支出負担行為担当官</u> の印が押なつされた「輸入麦（等）買入委託契約書」の写し (5) 第43条第1項の規定により政府と売買契約を締結した者が麦等を輸入する場合には、 <u>農林水産省総合食料局支出負担行為担当官</u> の印が押なつされた「輸入麦（等）の特別売買契約書」の写し (6) (同左)

別表第2 (省略)

(輸入食糧等の荷粉の取扱い)

67-4-14 輸入食糧（米、もみ、大麦又は小麦）の船舶からの陸揚げ又は航空機からの取卸しに伴つて生じた荷粉の取扱いについては、次による。

(1) 荷粉が農林水産省生産局の輸入に係る輸入食糧と同種のものであるときは、これを国内に引き取ろうとする船内清掃業者等からそれを所轄の地方農政事務所等（地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局、北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政事務所等」という。）に引き渡す旨の誓約書を徴し、その数量を確認した上、税関限りで通関を認める。

(2) 荷粉が農林水産省生産局の輸入に係る輸入食糧を積載してきた船舶又は航空機によつて積載されてきたこれらの貨物とは異なる種類の輸入食糧であるときは、これを国内に引き取ろうとする船内清掃業者等から所要の事項を記載した申請書を提出させるとともに、その荷粉を所轄の地方農政事務所等に売り渡す旨の誓約書を徴し、その数量を確認した上、税関限りで通関を認める。

(3) 荷粉が農林水産省生産局の輸入に係る輸入食糧を積載してきた船舶又は航

(輸入食糧等の荷粉の取扱い)

67-4-14 輸入食糧（米、もみ、大麦又は小麦）の船舶からの陸揚げ又は航空機からの取卸しに伴つて生じた荷粉の取扱いについては、次による。

(1) 荷粉が農林水産省総合食料局の輸入に係る輸入食糧と同種のものであるときは、これを国内に引き取ろうとする船内清掃業者等からそれを所轄の地方農政事務所等（地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局、北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政事務所等」という。）に引き渡す旨の誓約書を徴し、その数量を確認した上、税関限りで通関を認める。

(2) 荷粉が農林水産省総合食料局の輸入に係る輸入食糧を積載してきた船舶又は航空機によつて積載されてきたこれらの貨物とは異なる種類の輸入食糧であるときは、これを国内に引き取ろうとする船内清掃業者等から所要の事項を記載した申請書を提出させるとともに、その荷粉を所轄の地方農政事務所等に売り渡す旨の誓約書を徴し、その数量を確認した上、税関限りで通関を認める。

(3) 荷粉が農林水産省総合食料局の輸入に係る輸入食糧を積載してきた船舶又は航

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>空機以外の船舶又は航空機から採取された輸入食糧に係るものである場合においても、上記(2)に準ずる。</p> <p>(4) 農林水産省生産局の輸入に係る輸入食糧を陸揚げ又は取卸しをした後、他の港においてその輸入食糧を積載してきた船舶又は航空機からさきの港で陸揚げ又は取卸しをした輸入食糧の荷粉が採取されたときは、遅滞なく所轄の地方農政事務所等と連絡の上、上記(1)に準じて取り扱う。</p> <p>(5) (省略)</p>	<p>は航空機以外の船舶又は航空機から採取された輸入食糧に係るものである場合においても、上記(2)に準ずる。</p> <p>(4) 農林水産省総合食料局の輸入に係る輸入食糧を陸揚げ又は取卸しをした後、他の港においてその輸入食糧を積載してきた船舶又は航空機からさきの港で陸揚げ又は取卸しをした輸入食糧の荷粉が採取されたときは、遅滞なく所轄の地方農政事務所等と連絡の上、上記(1)に準じて取り扱う。</p> <p>(5) (同左)</p>